

茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策行動計画
(改訂版) (素案)

平成 29 年〇月
茅ヶ崎市

目次

ページ

第1章 総 論（はじめに）	2
1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	2
2 取り組みの経緯	2
3 行動計画の作成	3
4 計画の対象範囲	4
第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	5
1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	5
2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	6
3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	7
4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等について	9
5 対策推進のための役割分担	10
6 市行動計画の主要 6 項目	13
(1) 実施体制	13
(2) サーベイランス・情報収集	17
(3) 情報提供・共有	17
(4) 予防・まん延防止	19
(5) 医療	24
(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保	26
7 行動計画実施上の留意点	27
8 発生段階	27
第3章 各段階における対策	30
1 未発生期	30
2 海外発生期	36
3 県内未発生期	41
4 県内発生早期	48
5 県内感染期	54
6 小康期	61
【別添】 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策	64
【別添】 用語解説（五十音順）	66

第1章 総 論（はじめに）

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性もある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや、同様の危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関¹、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2 取り組みの経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成17年に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」（以下「行動計画」という。）を作成して以来、数次の部分的な改定を行い、平成20年の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号）で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成21年2月に行動計画を改定した。

同年4月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的大流行となり、我が国でも発生後1年余で約2千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人²であり、死亡率は0.16（人口10万対）³と、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、

¹ 指定公共機関とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第3条で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人をいう。

指定地方公共機関とは、特措法第2条第7号の規定に基づき公共的機関及び公益的事業を営む法人で知事の指定するものをいう。

² 2010年（平成22年）9月末の時点でのもの。

³ 各国の人口10万対死亡率　日本:0.16、米国:3.96、カナダ:1.32、豪州:0.93、英国:0.76、フランス:0.51ただし各国の死亡数に関してはそれぞれ定義が異なり、一義的に比較対象とならないことに留意が必要（厚生労働省資料による。）。

実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等⁴が得られた。

病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ（A／H1N1）においても、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫などが見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、国においては、行動計画を改定するとともに、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実現性をより高めるための法制化の検討を重ね、平成24年5月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として特措法が制定されるに至った。

3 行動計画の作成

本市においては、新型インフルエンザに係る対策について、平成21年4月に新型インフルエンザが発生したことから、緊急に「茅ヶ崎市新型インフルエンザ対策行動計画（暫定改定版）」を作成して以来、これまでの神奈川県（以下「県」という。）の行動計画の改定を踏まえ、隨時改定の検討を実施してきた。

このたび、政府は、特措法第6条に基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を平成25年6月7日に作成した。

政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、指定（地方）公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

本市は、特措法第8条の規定により、「神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）に基づき、「茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を平成27年3月に作成した。その後、平成29年4月に保健所政令市となったことから、保健所政令市が担うべき対策、特に「サーベイランス」「医療体制」等について、市行動計画に新たに記載するため、改訂するものである。また、保健所政令市となり、寒川町域分を対象範囲とする項目については、「（寒川町域含む）」と記載する。なお、その場合については、必要に応じて、「市民」という表記を寒川町民を含めたものとして、また、「市内」という表記を寒川町域を含めたものとして扱うものとする。

市行動計画は、茅ヶ崎市域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、各発生段階における本市が実施する措置等を示すものである。

また、この市行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ、隨時見直す必要があり、また、新型インフルエンザ等対策についても検

⁴ 新型インフルエンザ（A／H1N1）対策の検証結果は、2010年（平成22年）6月、厚生労働省新型インフルエンザ（A／H1N1）対策総括会議報告書として取りまとめられた。

証等を通じ、適時適切に改定を行う。

4 計画の対象範囲

市行動計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は、次のとおりとする。

- ① 感染症法第6条第7項に規定する、再興型インフルエンザを含む新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ」という。)
- ② 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの。

なお、鳥インフルエンザ(鳥から人に感染したもの)は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応については、市行動計画の参考として「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」で示す。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国、県、そして本市への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置くとともに、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理にかかわる重要な課題と位置づけ、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

ア 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。

イ 流行のピークの患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようとする。

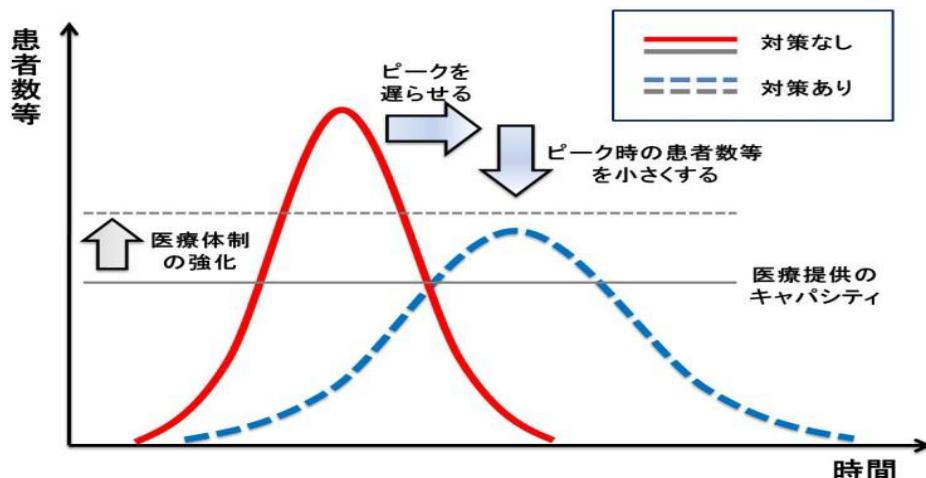
ウ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

ア 市内での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。

イ 事業継続計画等の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務維持に努める。

《対策の効果・概念図》



2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。

過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、科学的知見及び国、県の対策も視野に入れながら、本市の地理的な条件、交通機関等の社会状況、医療体制等も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を確立する。（具体的な対策については、「第3章 各段階における対策」に記載する。）

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するもののうちから実施すべき対策を選択し、決定する。

- (1) 発生前の段階では、予防接種の実施体制の構築、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、医療体制の整備、市民に対する円滑な情報提供や、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制の整備、新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携など、発生に備えた事前の準備を周到に行う。
- (2) 海外で新型インフルエンザ等が発生した段階では、国内発生に備え、コールセンター（FAX・メール等も含む：以下同様）⁵を設置する等、直ちに対策実施のための体制に切り替える。この段階では、国の検疫の強化等により、病原体の国内侵入の時期をできる限り遅らせることが重要となる。
- (3) 国内の発生当初の段階では、国、県の情報を参考に、相談窓口を強化するとともに、県が必要に応じて実施する、不要不急の外出自粛要請や、施設の使用制限等の措置に協力するとともに、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討をするなど、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- (4) 国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施す

⁵ ここでいう「コールセンター」とは、電話での情報伝達が困難な場合も想定されるため、FAXやメール等でのやりとりも可とする。

るが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、さらなる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替える。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については、その縮小・中止を図るなど見直しを行う。

- (5) 国内で感染が拡大した段階では、国、県、市、事業者等は相互に連携して、医療の確保や市民生活・地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、様々な事態の発生が想定される。従って、あらかじめ決めておいたとおりに進まないことが考えられるため、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくこととする。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせて、総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼び掛けることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に治療薬やワクチンが無い可能性が高いS A R S⁶のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

国、県、市又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又

⁶ 2003年（平成15年）4月3日、S A R S（重症急性呼吸器症候群）は感染症法上の新感染症として位置付けられた。同年7月14日、世界的な研究が進んだことにより、病原体や感染経路、必要となる措置が特定されてきたため、指定感染症として位置付け。同年10月10日、S A R Sの一連の状況を契機とした感染症対策の見直しに関する感染症法及び検疫法の一部を改正する法律が成立し、同法において、感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高いなどの理由から、一類感染症として位置付けられた。なお、現在は二類感染症として位置付けられている。

は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に十分留意する。

(1) 基本人権の尊重

国・県・市等は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、検疫のための停留施設の使用（特措法第29条）、医療関係者への医療等の実施の要請等（特措法第31条）、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等（特措法第45条）、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用（特措法第49条）、緊急物資の運送等（特措法第54条）、特定物資の売渡の要請等（特措法第55条）の実施にあたって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。（特措法第5条）

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講ずるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）（特措法第15条）、神奈川県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）（特措法第22条）、及び茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）（特措法第34条）は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長から県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請（特措法第36条）を行った場合には、県対策本部長はその趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行うこととされている。

(4) 記録の作成・保存

市は、発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等について

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

市行動計画の作成にあたっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても、高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

国及び県は、政府行動計画及び県行動計画を策定するに際しては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として、発病率については、全人口の25%が新型インフルエンザに罹患するとし、致命率については、アジアインフルエンザ並みの中等度の場合は0.53%、スペインインフルエンザ並みの重度の場合は2.0%と想定している。

この推計した流行規模を基に、本市における受診患者数、入院患者数、死亡者数を推計すると次表のとおりとなり、市行動計画でもこれを参考とする。

<茅ヶ崎市における新型インフルエンザ流行時の患者数の試算>

	茅ヶ崎市		寒川町（参考）		神奈川県		全国	
医療機関を受診する患者数	約24,100人～約46,400人		約4,800人～約9,300人		約92万人～約177万人		約1,300万人～約2,500万人 ⁷	
入院患者数	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	～約980人	～約3,700人	～約195人	～約740人	～約3万7千人	～約14万1千人	～約53万人	～約200万人
死亡者数	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	～約320名	～約1,190人	～約60人	～約235人	～約1万2千人	～約4万5千人	～約17万人	～約64万人

*1 寒川町（参考）、神奈川県、全国は年齢別人口統計調査(H22.1.1現在)、茅ヶ崎市については、年齢別人口統計調査 (H25.1.1現在) データにより試算。

⁷ 米国疾病予防管理センターの推計モデルを用いて、医療機関受診患者数は、約1,300万人～約2,500万人と推計。

※2 入院患者数、死亡者数については、過去に世界で流行したインフルエンザのデータを参考にアジainfluenza等での致命率を0.53%(中等度)、スペインインフルエンザでの致命率を2.0%(重度)として、国の行動計画の被害想定を参考に想定した。

※3 この推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在の国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していない。

※4 この推計による被害想定については、現時点において多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないため、国においては引き続き最新の科学的知見の収集に努めるとともに、必要に応じて見直しを行うとしていることから、国県の見直しが行われた際は市もそれに準じる。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象とされたところである。そのため、新型インフルエンザ等感染症の発生を前提とした被害想定を参考に、新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ア 国民の25%が、流行期間(約8週間)にピークを作りながら順次罹患する。
- イ 罹患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤。罹患した従業員の大部分は一定の欠勤期間後、治癒し(免疫を得て)、職場に復帰する。
- ウ ピーク時(約2週間)に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%⁸程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等(学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養等)のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

5 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する(特措法第3条第1項)。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める(特措法第3条第2項)とともに、世界保健機関(WHO)その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める

⁸2009年(平成21年)に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)の最盛期に医療機関を受診した者は国民の約1%(推定)

(特措法第3条第3項)。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」(以下「関係省庁対策会議」という。)の枠組みを通じ、政府一体となった取り組みを総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

(2) 地方公共団体の役割

県及び市町村は、新型インフルエンザ等が発生したときは、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する(特措法第3条第4項)。

ア 県の役割

- ・県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応を行う。
- ・県は、国及び市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

イ 市の役割

市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援等に関し、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

なお、本市は保健所政令市であることから、感染症法においては、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、県に準じた役割を果たすことが求められ、県と保健所設置市は、地域における医療体制の確保等に関する協議を行い、発生前から連携を図る。(寒川町域を含む)

(3) 医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保

等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

また、医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して、発生状況に応じた、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を図るなど医療の提供に努める。

(4) 指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法第3条第5項に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(5) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても、最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。このことから、新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める（特措法第4条第3項）。

(6) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる（特措法第4条第1項・第2項）。

(7) 市民

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報やとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っているマスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄に努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策の実施に努める（特措法第4条第1項）。

6 市行動計画の主要6項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようとする」ことを達成するための基本的な方針について、「(1) 実施体制」、「(2) サーベイランス・情報収集」、「(3) 情報提供・共有」、「(4) 予防・まん延防止⁹」、「(5) 医療」、「(6) 市民生活・地域経済の安定」の6項目に分けて以下に示す。なお、主要6項目の対策については、発生段階ごとに記述する。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあるため、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、本市としては、県や国、他市町村、事業所との相互の連携を図り、一体となった取り組みを行うことが求められる。

市は、新型インフルエンザ等が発生する前においては、「茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策会議」及び「茅ヶ崎市新型インフルエンザ等連絡会議」を適宜開催し、関係部局等が連携・協力して新型インフルエンザ等の感染拡大を予防するために必要な対策を総合的に推進するための方策を具体的に検討していく。また、「茅ヶ崎市地域医療体制対策会議」を開催し、医師会や関係機関との連携を図りながら、地域医療体制の整備を進める。なお、新型インフルエンザ等が発生した場合は、健康被害だけでなく、大きな社会的影響をもたらすことが懸念されることから、本市全体で取り組むべき危機管理事項とし、茅ヶ崎市危機管理指針を踏まえ、市民安全部が所管する危機管理対策検討会議と情報共有や方針の検討などの連携を隨時図りながら、対策を進めていくこととする。

新型インフルエンザ等が発生し、政府によって新型インフルエンザ等緊急事態宣言¹⁰（政府対策本部長が、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認め、特措法に基づき発令）がされた場合は、市長を本部長とする「茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部」を直ちに設置（特措法第34条第1項）し、市内における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進を図る。また、神奈川県が緊急事態措置を実施すべき区域として指定された場合には、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、必要な措置を講ずる。

⁹ まん延防止とは、インフルエンザの場合、疾患の特性（不顕性感染の存在、感染力等）から感染の拡大を完全に防ぎ止めることは不可能であり、流行の最盛期をできるだけ遅らせ、またその最盛期の患者数等を小さくすることである。

¹⁰ 新型インフルエンザ等緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が公示される。なお、講じられる緊急事態措置については、緊急事態宣言の期間、区域を超えない範囲において別途、個別に決定される。

なお、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められることから、市は、市行動計画の作成及び発生時等に際し、医学・公衆衛生の関係者等から、適宜専門的意見を聞くこととする。以上を踏まえ、本市の実施体制を次のとおり定める。

ア 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部

新型インフルエンザ等が発生し、国から新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発令された際、又は市長が特に必要と認めた場合には、市長を本部長とする「茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部」（以下「市対策本部」という。）を設置し、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

○本部長： 市長

○副本部長： 副市長、教育長

○本部員：各部局長

イ 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策会議

新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされていない場合において主管の副市長が特に必要と認めるとき及び市内又は近隣の市町村において鳥インフルエンザが発生した場合は、新型インフルエンザ等対策会議（以下「市対策会議」という。）を設置し、予防策や対応策の調査研究、対処方針の決定を行う。

○会長： 市長

○副会長： 副市長、教育長

○委員：各部局長

ウ 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等連絡会議

市対策本部及び対策会議に、その所掌事項に係る専門的事項を調査審議する組織として、茅ヶ崎市新型インフルエンザ等連絡会議（以下「市連絡会議」という。）を置く。

○会長：市民安全部長

○副会長：保健所副所長、経済部長

○委員：行政総務課長、職員課長、企画経営課長、秘書広報課長、財政課長、防災対策課長、産業振興課長、農業水産課長、文化生涯学習課長、福祉政策課長、障害福祉課長、高齢福祉介護課長、子育て支援課長、こども育成相談課長、保育課長、環境政策課長、都市計画課長、建設総務課長、下水道河川総務課長、保健企画課長、保健予防課長、病院総務課長、消防総務課長、救命担当課長、会計管理者、議会事務局次長、選挙管理委員会次長、監査事務局次長、教育総務課長、学務課長、教育政策課長、学校教育指導課長

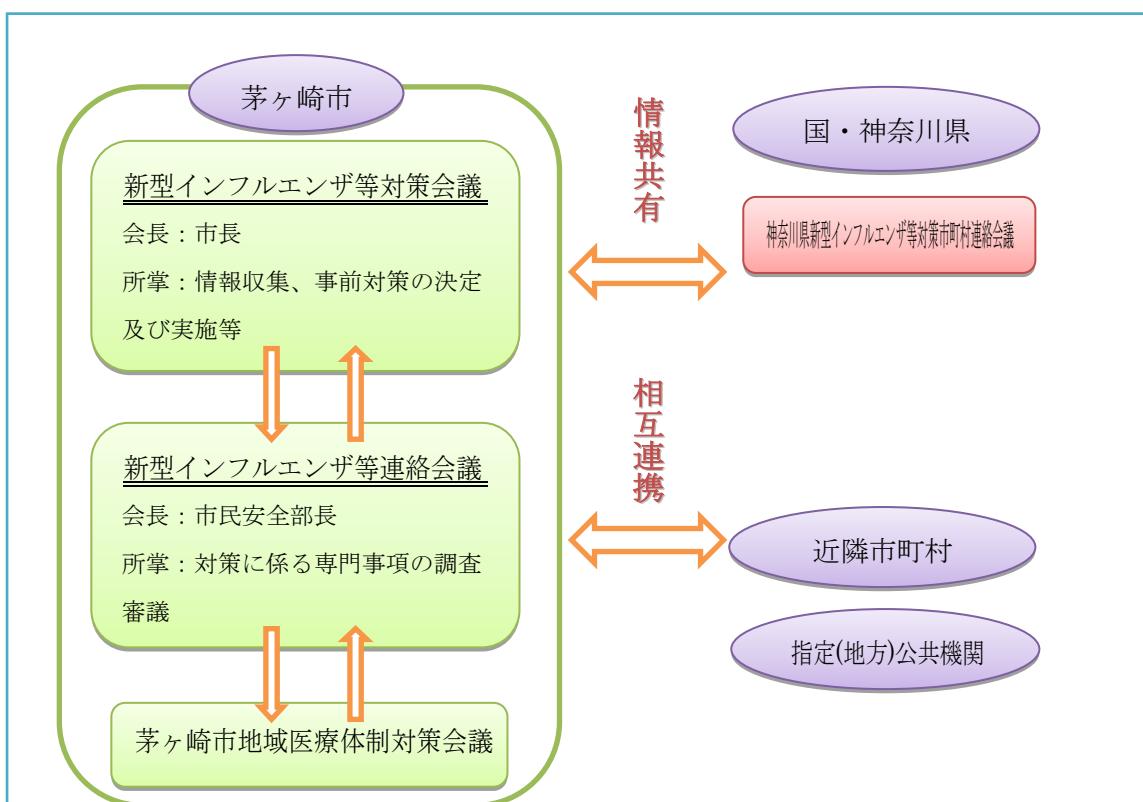
エ 茅ヶ崎市地域医療体制対策会議

地域の実情に応じた新型インフルエンザ等対策における地域医療体制の整備を推進するため、寒川町、茅ヶ崎医師会、茅ヶ崎寒川薬剤師会、医療機関、薬局、消防等地域の関係者と会議を開催し、必要な対応について協議を行う。

才 新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議への参加

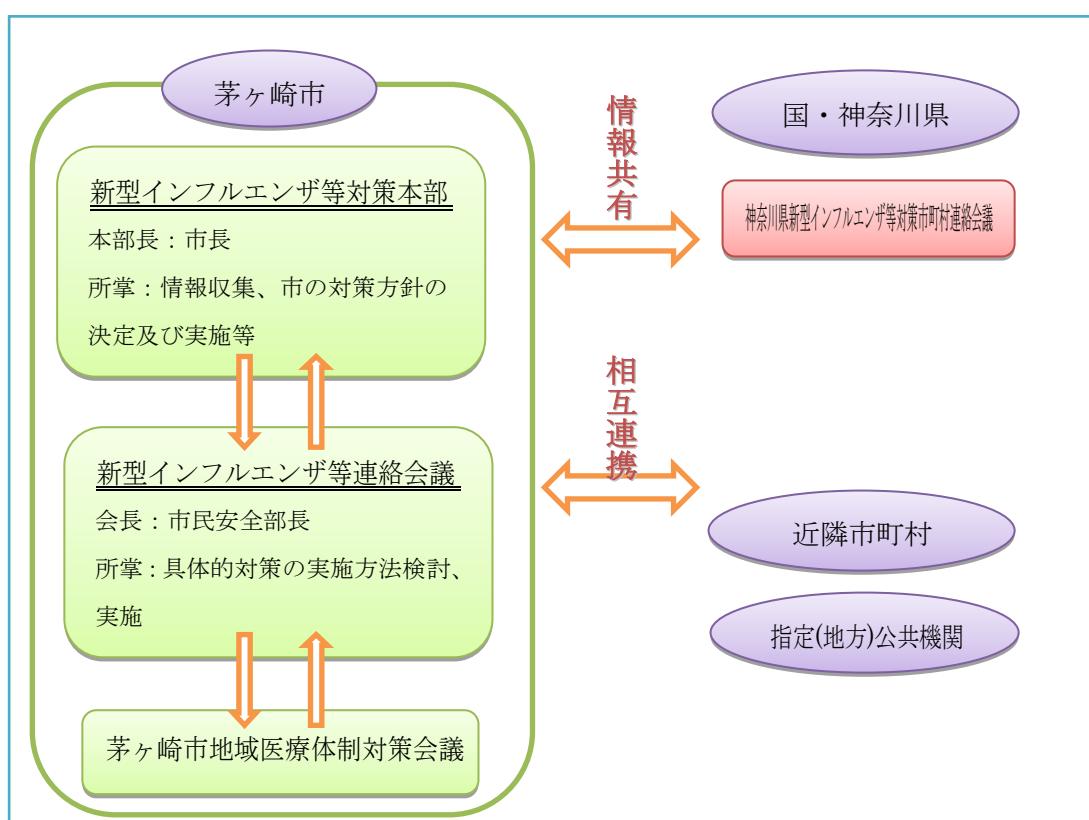
新型インフルエンザ等対策における県及び他市町村との連携体制を強化するため、県が設置する「新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議」（以下「市町村連絡会議」という。）に参加し、情報の提供及び共有、住民に対する普及啓発、住民接種、要援護者の支援、休日夜間の救急診療、患者搬送、埋葬又は火葬、その他新型インフルエンザ等対策に関する事項について協議を行う。

《未発生期～海外発生期の実施体制図》



※なお、上記の発生期であっても、国、県において、対策本部が設置された場合など、必要に応じて市長判断のもと対策本部を設置することもあり得る。

《県内未発生期以降及び緊急事態宣言発令時の実施体制図》



(2) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を国及び県等から系統的に収集・分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結び付けることが重要である。

なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載するが、新感染症が発生した場合は、県と連携し、早期に症例定義の周知や診断方法を確立し、市内のサーベイランス体制を構築する。また、サーベイランスについては、寒川町域分も含めて実施することとする。

海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは、情報が限られることから、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・分析を行う。

県内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の除法が蓄積された時点では、患者の全数把握は、その意義が低下し、また、医療現場等での負担も過大となることから、入院患者及び死者に限定した情報収集に切り替える。

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、市内における医療体制等の確保に活用する。また、市内で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死者を含む重症者の状況に関する情報は、医療機関における診療に役立てる。

また、国が行った鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランスの情報収集を行う等これらの動物の間での発生動向を把握する。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供・共有(リスクコミュニケーション)の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとることが重要であるため、対策の全ての段階・分野において、国、県、市、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。

特にコミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに十分留意する。

イ 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることから、聴覚障害者、視覚障害者等や外国籍市民など情報が届きにくい人にも配慮し、インターネットだけでなく多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

ウ 発生前における市民等への情報提供

市は、発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果、また食料品、生活必需品等の備蓄の必要性などを、市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通じ、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図る。

特に、学校や保育施設等は集団感染が発生するなど地域における感染拡大の起点となりやすいことから、各部局が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していく。

エ 発生時における市民への情報提供及び共有

(ア) 発生時の情報提供について

市は、新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス(科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等)や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

また、本市は保健所政令市として、県と同様に市民からの一般的な問い合わせに対応するコールセンター等(仮称)を設置し、適切な情報提供を行う。市民からのコールセンター等に寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているのかを把握し、再度の情報提供に反映する。

さらに、マスメディアの活用に加え、市から直接的に市民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、防災無線、メール配信サービス、ソーシャルネットワークサービス(SNS)等の活用や、自治会など地域と連携した体制を構築する。

(イ) 個人情報の保護

市民への情報提供に当たっては、提供する情報の内容について、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えるとともに、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること(感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと)、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることが重要である。

(ウ) 市民の情報収集の利便性向上

市は、市民の情報収集の利便性向上のため、国、県、指定（地方）公共機関の情報等を、必要に応じて集約し、総覧できるホームページを作成する。

オ 情報提供体制

情報提供にあたっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築し、コミュニケーション担当者が適時適切に情報を共有する。

このため、茅ヶ崎市における広報担当（スポーツスペーソン）を設置して情報提供の一元化を図り、市内、県内及び国内外の発生状況及び対応状況等について、定期的に情報提供を行う。

(4) 予防・まん延防止

ア 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることにより体制の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることを主な目的とする。

個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせて行うが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

イ 主なまん延防止対策

市は、個人における対策として、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

また、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行います。また、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要に応じて県が行う不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限（特措法第45条第2項及び第3項）の要請等に対し、適宜協力する。

地域対策・職場対策については、国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場において季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止策をより強化して実施する。

そのほか、新型インフルエンザ等が海外で発生した際には、発生動向や水際対策について把握する。感染症には潜伏機関や不顕性感染などがあることから、ある程度の割合で感染者は入国し得るため、市内での患者発生に備えて体制の

整備を図ることが必要である。

ウ 予防接種

(7) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるように努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

国は、新型インフルエンザの発生時のプレパンデミックワクチンの有効な接種方法等の検討に資するよう、最新の流行状況を踏まえ、製剤化済みワクチンの一部を用いて有効性・安全性についての臨床研究を推進するとしており、市としては、国の動向を注視する。

(イ) 特定接種及び接種体制

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等の基本的な考え方は、政府行動計画に示されているが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定される。

市は、政府対策本部の決定に従い、新型インフルエンザ等の発生時に、自らの職員に速やかに特定接種を実施する。そのため、新型インフルエンザ等対策の職務に該当する者を指定する等、発生時に速やかに特定接種を実施できるようあらかじめ、接種対象者、接種順位等をマニュアル等に定める。

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員については、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することから、市は、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

政府行動計画Ⅱ－6 (4) 予防・まん延防止 (ウ) 予防接種 ii) 特定接種 抜粋**ii - 1) 特定接種**

特定接種の対象となり得る者は、

①「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

である。

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務を定める。具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。

また、この指定公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

この基本的考え方を踏まえ、登録事業者、公務員は別添のとおりとする。

特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護・福祉事業者を含む。）、④それ以外の事業者の順とすることを基本とする。

事前に上記のような基本的な考え方を整理しておくが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定する。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

ii - 2) 特定接種の接種体制

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公

務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

(ウ) 住民接種及び接種体制

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位等の基本的な考え方は、政府行動計画に示されているが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて、政府対策本部が決定することになっている。

住民接種については、市町村を実施主体として、原則として集団接種により接種を実施することとされている。このことから、市は国や県、近隣市町や医師会、薬剤師会等関係機関との協力を得ながら、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

政府行動計画II-6 (4) 予防・まん延防止（ウ）予防接種 III) 住民接種 抜粋

iii-1) 住民接種

住民接種の接種順位については、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。事前に下記のような基本的な考え方を整理しておくが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえ決定する。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については以下の4群に分類することを基本とする。

①医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・基礎疾患有する者¹¹
- ・妊婦

②小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

¹¹ 基础疾患により入院中又は通院中の者をいう。平成21年のパンデミック時にとりまとめられた「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準手引き」を参考に、発生した新型インフルエンザ等による病状等を踏まえ、発生時に基準を示す。

③成人・若年者

④高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条第2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こうした以下のような基本的な考え方を踏まえ決定する。

1) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者> 成人・若年者> 小児> 高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

- ①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者

- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者> 高齢者> 小児> 成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

- ①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者

- ・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者> 小児> 高齢者> 成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

- ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

2) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者> 成人・若年者> 高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

- ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者

- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者> 高齢者> 成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

- ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

3) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることにも重点を置く考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(成人・若年者> 高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

- ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者

- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

- ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

(I) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・

国民生活・国民経済の状況に応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定される。

(オ) 医療関係者に対する要請

市は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）を行うよう、県に求める（特措法第31条第5項及び第46条第6項）ことができる。

(5) 医療

ア 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、地域医療体制の整備にあたっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。なお、医療体制の整備等については、寒川町域を含めて実施することとする。

イ 発生前における医療体制の整備

寒川町、茅ヶ崎医師会、茅ヶ崎寒川薬剤師会、医療機関、薬局、消防等の地域の関係者からなる「茅ヶ崎市地域医療体制対策会議」を開催するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

また、あらかじめ「帰国者・接触者外来」（発生国からの帰国者や、患者の濃厚接触者であって、発熱呼吸器症状等を有する者を対象とした外来）を設置する医療機関等のリストを作成し、設置の準備を行うとともに、「帰国者・接触者相談センター」（発生国からの帰国者や患者の濃厚接触者で、発熱や呼吸器症状等を有する者からの電話相談を受け、帰国者・接触者外来へ紹介する）の設置準備を進める。

ウ 発生時における医療体制の維持・確保

新型インフルエンザ等の県内での発生の早期には、医療の提供は、患者の治

療とともに感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院措置を行う。このため、感染症病床等の利用計画を事前に策定することも重要である。

また、国内での発生の早期では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、海外での新型インフルエンザ等の発生から県内で新型インフルエンザ等が拡がる前の段階までは、市内に「帰国者・接触者外来」を設置して診療を行うが、新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。

このため、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

また、市は、「帰国者・接触者相談センター」を設置し、様々な媒体を活用して周知を図るとともに、「帰国者・接触者相談センター」に連絡のあった新型インフルエンザと疑いのある方の受診の調整を行う。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者がみられるようになった場合には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替えられる。

また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図ることとする。その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等で患者の入院ができるよう、事前に、その活用計画を策定しておく必要がある。また、在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要である。

医療の分野での対策を推進するにあたっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、国、県、市町村を通じた連携だけではなく、茅ヶ崎医師会、茅ヶ崎寒川薬剤師会等の関係機関のネットワークの活用が重要である。

エ 医療関係者に対する要請、補償等

新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の政令で定める医療関係者に対し、知事は、医療を行うよう要請等をする。（特措法第31条）

市は、地域の医療の実情を把握し、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関する必要な事柄を知事に要請する。

県は国と連携して、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償する（特措法第62条第2項）。また、医療の提供の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償をする。（特措法第63条）

オ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

国においては、最新の諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、全罹患者（被害想定において全人口の25%が罹患すると想定）の治療その他の医療対応に必要な量を目標として、引き続き、現在の備蓄状況や流通の状況、重症患者への対応等も勘案し、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄することとしている。また、県においても、国の方針に基づき、計画的かつ安定的に備蓄することとしている。

インフルエンザウイルス株によっては、現在、備蓄に占める割合が高いオセルタミビルリン酸塩（商品名：タミフル）に耐性を示す場合もあることから、国は、抗インフルエンザウイルス薬耐性株の検出状況や臨床現場での使用状況等を踏まえ、今後、備蓄薬を追加・更新する際には、他の薬剤の備蓄割合を増やすことを検討している。

また、県は、新型インフルエンザ等が県内にまん延した場合、通常の流通ルートで入手困難になることが予想される段階で、流通業者との事前の取り決めに基づき、備蓄薬の放出を行うこととしている。

本市においても、疫学調査における予防投与のための抗インフルエンザウイルス薬を備蓄するほか、まん延時には医療機関等においても、国・県の備蓄分が流通ルートに円滑にのるまでの供給不足も考えられることから、健康被害の拡大を抑えるため、茅ヶ崎寒川薬剤師会と連携し確保に努める。

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの市民が罹患し、各地域での流行が約8週間続くと言われている。また、本人や家族の罹患等により、市民生活及び地域経済の大規模な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、本市においても、新型インフルエンザ等発生時において、市民生活及び経済への影響が最小限となるよう、国、県、医療機関、指定（地方）公共機

関及び登録事業者と連携しつつ、特措法に基づき、事前に十分準備を行う。

また、一般事業者においても、事前の準備を行うよう働きかける。

7 行動計画実施上の留意点

(1) 計画の見直し

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能であるため、現在までに得られた最新の知見を基に、隨時適切に市行動計画を見直す。

(2) 訓練の実施

市行動計画を実効性あるものとするには、県、関係機関との円滑な情報の提供・収集体制の構築や、医療提供について計画で規定する事項を実際に確認する必要があるため、関係機関と連携した訓練を実施し、訓練の結果を行動計画に反映させる（特措法第12条）。

8 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定が迅速に行えるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎える小康状態に至るまでを、国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類した。国における発生段階の移行については、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する。

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に都道府県レベルでの医療提供や感染拡大防止策等について、柔軟に対応する必要があることから、県行動計画では、発生段階を6つに分類し、その移行については、必要に応じて国及び保健所政令市と協議の上で、県対策本部が決定する。

本市においても、県行動計画の分類に合わせ、発生段階を6つに分類することとし、定められた対策を段階に応じて実施することとする。なお、段階の期間は、極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するということに留意する。

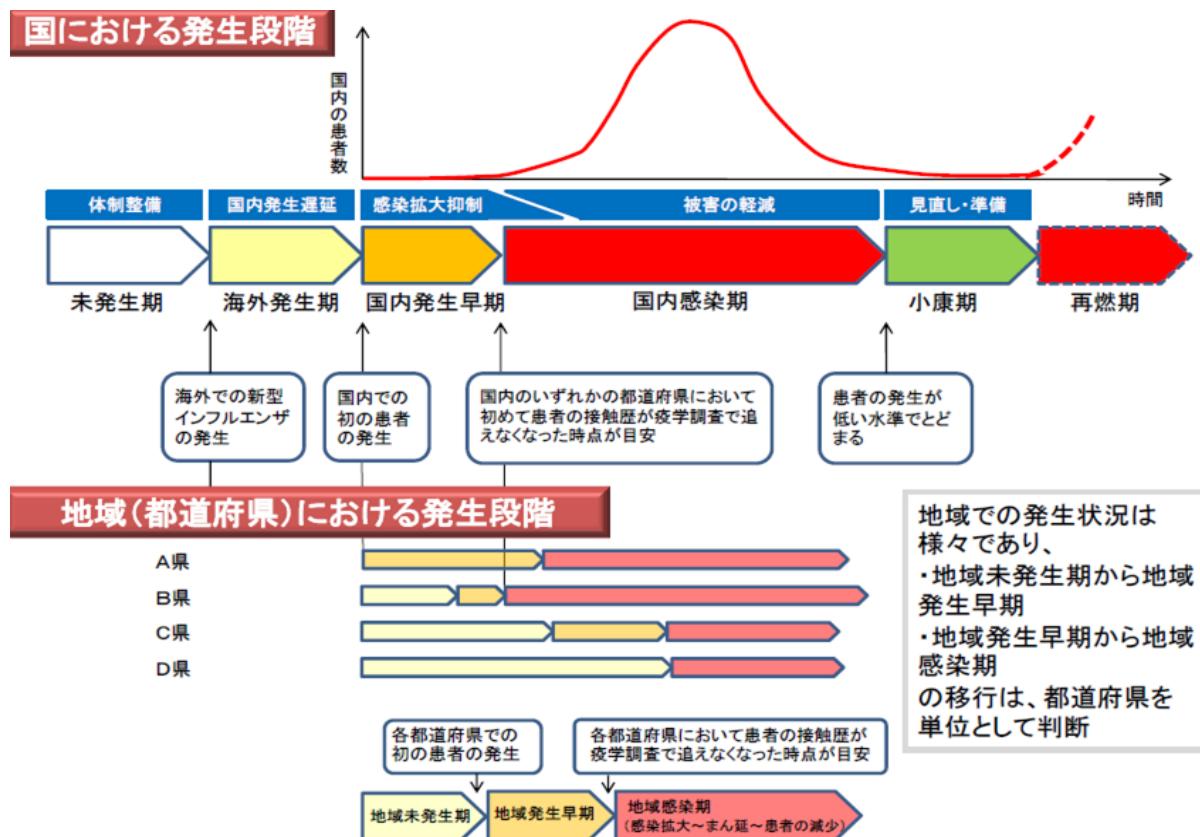
《市行動計画の発生段階と県及び国における発生段階の対応表》

市行動計画の発生段階	県行動計画の発生段階	国における発生段階
未発生期		
海外発生期		
県内未発生期		国内発生早期
県内発生早期		国内感染期
県内感染期		
小康期		

《各発生段階の状態》

市行動計画の発生段階	市内の状態	県内の状態	国の状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態		
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態		
県内未発生期	県内では、新型インフルエンザ等の患者が発生していないが、神奈川県以外の都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生している状態	(国内発生早期) 国内のいざれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
県内発生早期	神奈川県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を追うことができる状態	(国内感染期) 国内のいざれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	
県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少		
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態		

『国及び地域（都道府県）における発生段階』



第3章 各段階における対策

本章では、第2章で記述した基本的な方針に基づき、発生段階ごとに、状況、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を定めることとなっており、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期と必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

なお、各対策における担当部局は主要なものとし、必要に応じて他の関係部局の協力を得るものとする。

1 未発生期	
状況	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・発生に備えて体制の整備を行う。 ・国際的な連携の下に、発生の早期確認に努める。
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ等は、いつ発生するか分からぬことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 ・新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制（市民安全部・保健所）

ア 行動計画等の作成

市は、特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の策定を行い、計画策定後は、必要に応じ適宜見直しを実施する。

イ 体制の整備及び関係機関の連携強化

市における取組体制を整備・強化するために、新型インフルエンザ等対策に係る各種会議等の枠組みを通じて、初動体制の確立や発生時に備えた対策の準備を進める。

(ア) 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策会議

市長を会長とする市対策会議を設置し、新型インフルエンザ等の発生に備え、関係各部局が連携・協力して必要な対策を総合的に推進するための課題

を、総合的かつ具体的に検討する。

(イ) 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等連絡会議

市民安全部長を会長とする市連絡会議を設置し、市対策会議の指示を受け、新型インフルエンザ等の発生に備え、関係各課が連携・協力して必要な対策を協議・検討し、具体的に推進する。

(ウ) 新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議

県が必要に応じて開催する市町村連絡会議に参加し、情報の提供及び共有、住民に対する普及啓発、住民接種、要援護者への支援、休日夜間の救急診療、患者搬送、埋葬又は火葬、その他新型インフルエンザ等対策に関する事項について協議を行う。

(イ) 訓練の実施

市は、市行動計画を実効性あるものとするため、関係機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等発生に備え、平素からの情報交換、連絡体制の確認、訓練を実施する。訓練の実施に当たっては、市の防災訓練との連携に配慮する。（特措法第12条）

(2) サーベイランス・情報収集（保健所・教育委員会）

ア 情報収集

市は、国、県及び関係機関等から、新型インフルエンザ等の対策等に関する情報を収集する。

イ 通常のサーベイランス（寒川町域含む）

(ア) 人で毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、市内の指定届出医療機関（11箇所）において患者発生の動向を調査し、流行状況を把握する。

また、指定提出機関（1箇所）については、ウイルスの性状（亜型等）を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。

(イ) インフルエンザによる入院患者の発生動向及び重症化の状況を把握する。

(ウ) 学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。

ウ 調査研究（寒川町域含む）

新型インフルエンザ等の国内発生時に、迅速かつ適切に積極的疫学調査を実施できるよう、県や他市町村との連携等の体制整備を図る。

(3) 情報提供・共有（企画部・保健所）

ア 継続的な情報提供

市は次のことを行う。

(ア) 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や、発生した場合の対策について、まん延防止の観点にも触れながら、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。また、情報提供の際は、視覚、聴覚等障害者に配慮するとともに、できる限り多言語による提供を行い、市民が理解しやすい内容の情報提供を行う。

(イ) 季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策（マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等）の普及を図る。

イ 体制整備等

市は、情報提供・共有体制整備等の事前の準備として以下を行う。

・新型インフルエンザ等発生時に行う、発生状況に応じた市民への情報提供の内容や、媒体（テレビ・新聞等マスメディア活用を基本とし、受取手に応じてSNSや自治会等を含めた複数の媒体・機関を活用する）等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。

・新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、コールセンター等の設置準備を進める。

(4) 予防・まん延防止

ア 対策実施のための準備

(ア) 個人・学校等における対策の普及（こども育成部・保健所・教育委員会）

市は個人及び学校等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的感染対策の普及を図る。また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解の促進を図る。

特に、学校、保育所及び幼稚園は集団感染が発生し、地域への感染拡大の起点となりやすいうことから、平常時から児童生徒等に対し感染症や公衆衛生について情報提供を行い、丁寧に指導を行う。

・新型インフルエンザ等緊急事態の際に県が実施する、不要不急の外出の自粛や施設の使用制限の要請等感染対策について、未発生期から理解促進を図る。

(イ) 地域対策・職場対策の周知（経済部・保健所）

市は、新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策に

について周知を図るための準備を行う。

イ 予防接種

(ア) 接種体制の構築

特定接種（総務部・保健所・市立病院・消防本部）

市は、国の要請に基づき、特定接種の対象となり得る職員等に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう接種体制を構築する。

住民接種（保健所・市立病院）

- ・市は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する全住民に対し、速やかにワクチンを接種することができるよう体制を構築する。
- ・円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、市外での接種を可能にするよう努める。
- ・市は、速やかに接種することができるよう、医師会、関係事業者、学校関係者等と協力し、接種に関わる医療従事者等の体制や、接種の場所及び時期の周知・予約等、具体的な実施方法について準備を進める。
- ・市は、ワクチン需要量を算出しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。

(イ) 情報提供（企画部・保健所）

市は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位の在り方といった基本的な情報について市民に情報提供を行い、理解の促進を図る。

(5) 医療

ア 地域医療体制の整備（保健所・市立病院）（寒川町域含む）

(ア) 市は、寒川町、茅ヶ崎医師会、茅ヶ崎寒川薬剤師会、医療機関、薬局、消防等の地域の関係者からなる「茅ヶ崎市地域医療体制対策会議」を開催するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を進める。

(イ) 発生時の地域医療体制の確保のために、平素から地域の医療関係者との間で、発生時の医療体制について協議、確認を行う。

(ウ) 帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進める。また、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの院内感染対策等を進めるよう要請する。

イ 県内感染期に備えた医療の確保（保健所）（寒川町域含む）

次の点に留意して、県内感染期に備えた医療の確保に取り組む。

(ア) 全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画作成を要請し、マニュアルを示すなどして、その作成の支援に努める。

(イ) 地域の実情に応じ、指定（地方）公共機関を含む感染症指定医療機関等のほか、医療機関等で入院患者を優先的に受け入れる体制の準備に努める。

(ウ) 入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握する。

(エ) 地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析治療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を、原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。

(オ) 社会福祉施設等の入所施設において集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。

ウ 手引き等の策定、研修等（保健所）

国や県が策定した手引き等の入手、訓練や研修等に参加して体制の準備を行う。

エ 医療資機材の整備（保健所）（寒川町域含む）

必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）をあらかじめ備蓄・整備する。

オ 検査体制の整備（保健所）（寒川町域含む）

神奈川県衛生研究所や県の感染症担当課等と調整を図り、新型インフルエンザ等に対するPCR検査等の依頼が円滑にできるよう体制を整備する。

カ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄の確認（保健所）

市は、国及び県が、市場への流通分を鑑みながら、全罹患者（被害想定において全人口の25%が罹患すると想定）の治療その他の医療対応に必要な量を目標として、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行うため、未発生期より備蓄放出要請等必要な事務手続きや、流通事情及び重症患者への対応について予め確認しておく。

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保**ア 要援護者への生活支援（福祉部）**

・市は、県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

- ・市は、新型インフルエンザ等発生時の要援護者となる対象者を、あらかじめ検討し、決定しておく。

イ 火葬能力等の把握（総務部・保健所）

市は、県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的な遺体安置が可能な施設等について把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

ウ 物資及び資材の備蓄等（市民安全部・保健所）

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材等を備蓄するとともに、施設及び設備の整備、点検を行う。（特措法第10条）

エ 庁内優先業務の整理（全部局）

市は、新型インフルエンザ等発生時にも、地域住民の生活支援を的確に実施できるよう、庁内各業務の優先度等について整理を行う。

2 海外発生期	
状況	<ul style="list-style-type: none"> 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 国内では、新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。 海外においては、発生国、地域が限定的な場合、流行が複数の国、地域に拡大している場合等、様々な状況。
目的	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等の国内侵入の状況等も注視しつつ、県内、市内発生の遅延と早期発見に努める。 県内、市内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 対策の判断に役立てるため、国際的な連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 国内発生した場合には早期に発見できるよう国内のサーベイランス・情報収集を行う。 海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策について的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。 検疫等により、市内発生をできるだけ遅らせるよう努め、その間に医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び地域経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種体制の確立等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制（市民安全部・保健所）

ア 実施体制の強化等

(ア) 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策会議

市は、次の場合に市対策会議を開催し、発生状況等の情報の把握や県の対応等について確認するとともに、市の対策の検討を行う。

- 国において関係省庁対策会議又は新型インフルエンザ等対策閣僚会議が開催され、政府の初動対処方針について協議又は決定がなされた場合。
- 県が「神奈川県新型インフルエンザ等対策本部」を設置した場合。

(イ) 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等連絡会議

市対策会議の指示を受け、新型インフルエンザ等の国内発生に備え、関係各課が連携・協力して必要な対策を具体的に推進するため、市連絡会議を開催する。

(ウ) 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部の設置

市は、海外で新型インフルエンザ等が発生し、国及び県が新型インフルエンザ等対策本部を設置した場合で、市長が必要と判断した時は、市対策本部を設置し、新型インフルエンザ等への市の対策等を決定し、関係部局間の連携を強化し、全庁一体となった対策を推進する。

(1) 新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議

県が必要に応じて開催する市町村連絡会議に参加し、情報の提供及び共有、住民に対する普及啓発、帰国者・接触者外来、コールセンター等、住民接種、要援護者への支援、休日夜間の救急診療、患者搬送、埋葬・火葬、その他新型インフルエンザ等対策に関する事項について協議を行う。

(2) サーベイランス・情報収集（保健所）

ア 情報収集

市は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国、県からの情報に注視するとともに、国際機関（世界保健機関（WHO）、国際獣疫事務局（OIE）等）、厚生労働省、国立感染症研究所の発表や、インターネット等を活用し情報収集を行う。

イ サーベイランスの強化等（寒川町域含む）

- ・引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。
- ・市内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、すべての医師に新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む）を診察した場合の届出を求め、全数把握を開始する（感染症法第12条）。
- ・感染症拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供・共有（企画部・保健所）

- ・市は、市民等に対して、海外での発生状況、現在の対策、県内、市内で発生した場合に必要となる対策等について、県と連携を図り、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、複数の媒体及び機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限り即時に情報提供し、注意喚起を行う。
- ・市は、県や関係機関等と、ホームページやメール等を用い、双方向に迅速に情報共有を行う。また、関係部局間の情報共有体制を確認し、必要な情報を即時に共有する。

イ コールセンター等の設置（保健所）

- ・他の公衆衛生業務に支障を来さないように、市民からの一般的な問い合わせに対応できる体制を早急に整え、コールセンター等を設置し、国から配布されるQ&Aを参考にしながら適切な情報提供を行う。
- ・コールセンター等へ寄せられた問い合わせ内容及び国、県、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているのかを把握し、次の情報提供時に反映するよう努める。

(4) 予防・まん延防止

ア まん延防止対策のための準備（保健所）（寒川町域含む）

市は、市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。また、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。

イ 個人・学校等における対策の普及（こども育成部・保健所・教育委員会）

- ・国から発出される感染症危機情報をもとに、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行い、学校等に対しても、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的感染対策の普及を図る。

ウ 予防接種

(ア) 接種体制

特定接種（総務部・保健所・市立病院・消防本部）

- ・市は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報、プレパンデミックワクチンの有効性、ワクチンの製造及び製剤化のスピード、住民接種の緊急性等を踏まえて国が基本的対処方針において決定した、特定接種の具体的運用について、県から情報収集を行う。
- ・市は、国、県と連携し、本市の職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う¹²（特措法第28条）。
- ・市は、国の実施する特定接種において、協力要請があった場合は、円滑な実施に協力するものとする。
- ・市は、特定接種の実施に際し必要があると認める時は、医療関係者に対し必要な協力の要請又は指示をするよう県知事に求めることとする。（特措法第31条第5項）

¹² 県で備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば備蓄ワクチンを用いる。発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても、備蓄しているワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いる。また、病原性が低く、特定接種を緊急的に行う必要がないと認められる場合においても、医療関係者に先行的に接種を行う。

住民接種（保健所・市立病院）

- ・市は、国及び県と連携し、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の接種体制の準備を行う。
- ・市は、国の要請により全住民が速やかに接種できるよう、関係機関の連携や協力体制のもと、集団的接種を行うことを基本として、具体的な接種体制の構築の準備を進める。（特措法第46条）

(イ) 情報提供（企画部・保健所）

市は、県から情報提供を受けた、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について、積極的に情報提供を行う。

(5) 医療

ア 新型インフルエンザ等の症例定義（保健所）（寒川町域含む）

国の示す新型インフルエンザ等の症例定義及びその修正等に留意し、適宜、関係機関に周知する。

イ 医療体制の整備（企画部・保健所・市立病院）（寒川町域含む）

次の医療体制を整備し、住民に対し周知を行う。

(ア) 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行う。そのため、帰国者・接触者外来を整備する。

(イ) 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、茅ヶ崎医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。

(ウ) 帰国者・接触者外来を有する医療機関に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、ただちに保健所に連絡するよう要請する。

(エ) 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を県衛生研究所に送付し、亜型等の同定を行う。

ウ 帰国者・接触者相談センターの設置（保健所）（寒川町域含む）

次のことを行う。

(ア) 帰国者・接触者相談センターを設置する。

(イ) 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

エ 医療機関等への情報提供（保健所）（寒川町域含む）

新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

オ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等（保健所）（寒川町域含む）

- ・国や県と連携し、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。
- ・茅ヶ崎寒川薬剤師会や流通業者を通じて、抗インフルエンザウイルス薬の流通動向等の把握に努める。

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保**ア 要援護者への生活支援（福祉部）**

市は、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを、要援護者や協力者へ周知する。

イ 事業者の対応（経済部・保健所）

市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。

ウ 遺体の火葬・安置体制の確認（総務部・保健所）

- ・市は、火葬場等の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的遺体安置所として使用する場所の確認をするとともに、遺体の保存のために必要な保存剤及び遺体からの感染を防ぐために必要な非透過性納体袋等を準備する。
- ・多数遺体発生時には、「神奈川県広域火葬計画」に基づく広域火葬を円滑に行うことができるよう、広域火葬参加機関相互の連絡、協力体制を確認する。

エ 物資及び資材の備蓄等（市民安全部・保健所）

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材等を備蓄するとともに、施設及び設備の整備、点検を継続して行う。

3 県内未発生期	
状況	・県内では、新型インフルエンザ等の患者は発生していないが、本県以外の都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生している状態。
目的	・市内発生に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方	・市内発生に備え、原則として海外発生期の対策を継続する。 ・国内発生、流行拡大に伴って、国が定める基本的対処方針等や、県の対処方針、対策等に基づき、必要な対策を行う。 ・国内発生した新型インフルエンザ等の状況により、政府対策本部が緊急事態宣言を行った場合、茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、県内、市内未発生であっても、積極的な感染対策を行う。

(1) 実施体制（市民安全部・保健所）

ア 実施体制の強化等

(ア) 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部

市は、国が国内での新型インフルエンザ等の発生を確認し、政府対策本部が国内発生早期の基本的対処方針を公示した時は、直ちに市対策本部を設置し、その会議を開催し、対策等を決定する。また、関係各部課の連携を強化し、全庁一体となった対策を推進する。

(イ) 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等連絡会議

市対策本部の指示を受け、新型インフルエンザ等の県内発生に備え、関係各課が連携・協力して必要な対策を具体的に推進するため、市連絡会議を開催する。

(ウ) 新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議

県が必要に応じて開催する市町村連絡会議に参加し、情報の提供及び共有、住民に対する普及啓発、帰国者・接触者外来、コールセンター等、住民接種、要援護者への支援、休日夜間の救急診療、患者搬送、埋葬・火葬、その他新型インフルエンザ等対策に関する事項について協議を行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】**(1) 緊急事態宣言**

ア 国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、緊急事態宣言を行い、国会に報告する。

緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。

イ 緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示する。期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する。また、区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定する。ただし、人の流れ等を踏まえ柔軟な区域設定にも留意する。全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考慮する。

(2) 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部の設置（市民安全部・保健所）

市は、新型インフルエンザ等が発生し、緊急事態宣言がなされた時は、市対策本部を直ちに設置（特措法第34条）し、新型インフルエンザ等への市の対策等を決定し、関係部局間の連携を強化し、全庁一体となった対策を推進する。

※ 緊急事態宣言（特措法第32条）

新型インフルエンザ等が世界の何れかの場所で発生した場合、海外の症例やWHOの判断も踏まえ、まず感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生の公表が厚生労働大臣により行われる。その後、国内で新型インフルエンザ等が発生した場合に、緊急事態宣言を行うか否かの判断が求められることとなるが、その時点ではある程度の症例等の知見の集積が得られていることが通常考えられる。そのため、緊急事態宣言の要件である特措法第32条第1項の「国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件」としては、重症症例（肺炎、多臓器不全、脳症など）が通常のインフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められる場合とし（特措法施行令第6条第1項）、その運用に当たって海外及び国内の臨床例等の知見を集積し、それらに基づき、基本的対処方針等諮問委員会で評価する。

特措法第32条第1項の新型インフルエンザ等の「全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件」としては、疫学調査の結果、報告された患者等が感染した経路が特定できない場合又は上記のほか、患者等が公衆にまん延させるおそれがある行動をとっていた場合その他の感染が拡大していると疑うに足りる正当な理由がある場合とし（特措法施行令第6条第2項）、その運用に当たって感染症法第15条に基づく患者等に関する積極的疫学調査の結果に基づき、基本的対処方針等諮問委員会で評価する。

なお、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行う。

(2) サービランス・情報収集

ア 情報収集（保健所）

市は、国内・海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国、県からの情報に注視するとともに、世界保健機関（WHO）、厚生労働省、国立感染症研究所等の発表や、インターネット等を活用し情報収集を行う。

イ サービランス（保健所・教育委員会）（寒川町域含む）

- ・引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施する。
- ・医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のため、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集する。
- ・国がリアルタイムで把握した国内の発生状況に関する情報提供を受けるとともに、国や県と連携し、必要な対策を実施する。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供・共有（企画部・こども育成部・保健所・教育委員会）

- ・市は、市民等に対して、国内外での発生状況、現在の対策、県内、市内で発生した場合に必要となる対策等について、県と連携を図り、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、複数の媒体及び機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限り即時に情報提供し、注意喚起を行う。
- ・市は、新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性がある事を伝え、個人レベルでの感染対策や感染が疑われる場合又は患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校、保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。
- ・市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、住民の不安等に対応するための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映させる。
- ・市は、国や県、関係機関等と、ホームページやメール等を用い、双方向に迅速に情報共有を行う。また、関係部局間の情報共有体制を強化し、必要な情報を即時に共有する。

イ コールセンター等の体制充実・強化（保健所）

市のコールセンター等の体制を充実・強化する。（24時間体制など）

(4) 予防・まん延防止

ア まん延防止対策のための準備（保健所）

市は、県内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、引き続き、感染症法に基づく患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。

イ 個人・学校等における対策の普及

（経済部・こども育成部・保健所・教育委員会）

県内未発生期であっても積極的な感染対策をとり、流行のピークを遅らせることが重要であるため、市は、必要な場合には、業界団体等を経由し、又は直接市民、事業者等に対して次の要請を行う。

- ・市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人込みを避けること、時差出勤の実施等の感染対策等を勧奨する。
- ・事業所に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
- ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、学校、保育施設等における感染対策の実施に資する目安をもとに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖及び休校）を適切に行いうよう学校の設置者に要請する。
- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど、適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ・病院、高齢者施設等の基礎疾患有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

ウ 予防接種

特定接種（総務部・保健所・市立病院・消防本部）

市は、海外発生期の対策を継続し、特定接種を進める。

住民接種（保健所・市立病院）

- ・市は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施について、情報収集を行う。
- ・市は、国が決定した接種順位に係る基本的な考え方及び発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえて、住民への接種に関する情報提供を行う。
- ・パンデミックワクチンが全市民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、接種を開始する¹³。
- ・市は、接種の実施にあたり、国及び県と連携して、保健所や学校など公的施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として当該市町村の区域内に居住するものを対象に集団接種を行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

¹³ 特定接種が全て終わらなければ住民接種が開始できないというものではない。

市は、緊急事態宣言がされ、県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、次の対策を行う。ただし、(2)住民接種については、実施区域の指定にかかわらず必要に応じて行う。

(1) 新型インフルエンザ等緊急事態において、県が、基本的対処方針に基づき、必要に応じて実施する以下の措置について協力をする。

ア 特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底の要請。（対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、県内のブロック単位）とすることが考えられる。）
(企画部・保健所)

イ 特措法第45条第2項に基づく、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対する施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請。（こども育成部・教育委員会）

ウ 特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について実施される感染対策の徹底要請。（関係部局）

(2) 住民接種

市は、住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を行う。（保健所・市立病院）

(5) 医療

ア 医療体制の整備（帰国者・接触者相談センターの充実・強化）等（企画部・保健所・市立病院）（寒川町域含む）

引き続き、次の措置を講じ、住民に対し周知を行う。

(ア) 帰国者・接触者相談センターの充実・強化を行う。（24時間体制など）

(イ) 発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

(ウ) 帰国者・接触者外来以外の医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、茅ヶ崎医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。

(エ) 帰国者・接触者外来を有する医療機関やその他の医療機関に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑い患者と判断された場合には、ただちに保健所に連絡するよう要請する。

イ 患者への対応等（保健所）（寒川町域含む）

(ア) 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を県衛生

研究所へ送付し、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。

(イ) 国や県と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等の患者の同居者等の濃厚接触者、医療従事者、救急隊員等であって充分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に搬送する。

ウ 医療機関等への情報提供（保健所）（寒川町域含む）

海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

エ 抗インフルエンザウイルス薬（保健所）（寒川町域含む）

- (ア) 県内感染期に備え、引き続き、医療機関等に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。
- (イ) 茅ヶ崎寒川薬剤師会や流通業者を通じて、抗インフルエンザウイルス薬の流通動向等の把握に努める。

オ 医療機関・薬局における警戒活動（保健所）（寒川町域含む）

医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、市域を管轄する警察署長に必要に応じた警戒活動等を要請する。

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

ア 事業者の対応（経済部・保健所）（寒川町域含む）

市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。

イ 市民・事業者への呼びかけ（経済部・保健所）

市は、市民等に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

ウ 要援護者への生活支援（福祉部・保健所）

県内感染期に備え、高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応について、世帯把握とともに支援等の準備を行う。

エ 遺体の火葬・安置体制の強化（総務部・保健所）

- ・市は、火葬場等の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保する。併せて、遺体の保存作業に必要となる人員等の確保についても準備を進める。
- ・多数遺体発生時には、「神奈川県広域火葬計画」に基づく広域火葬を円滑に行うことができるよう、広域火葬参加機関相互の連絡、協力体制を確認する。

才 物資及び資材の準備（市民安全部・保健所）

市は、引き続き新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材等の備蓄の充実をはかるとともに、使用時に迅速な対応が可能となるよう、保管状態や施設及び設備を整備する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】（保健所・経済部）

市は、緊急事態宣言がされている場合には、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、県と連携して調査及び監視をするとともに、必要に応じ、県が関係事業者団体等に対して行う、供給の確保や便乗値上げの防止等の要請に適宜協力する。また、必要に応じ、市民からの相談窓口、情報収集窓口の充実を図る。

4 県内発生早期

状況	<ul style="list-style-type: none"> ・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・市内での感染拡大をできる限り抑える。 ・患者に適切な医療を提供する。 ・感染拡大に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大を止めるることは困難であるが、流行の最盛期を遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を国が行った場合は、積極的な感染対策等をとる。 ・医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るために、市民への積極的な情報提供を行う。 ・国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国、県から提供される国内外での情報を医療機関に提供する。 ・新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。 ・県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び地域経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制を整備する。 ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、国及び県と調整を図り、できるだけ速やかに実施する。 ・患者数が増加した場合は、国内の発生状況を踏まえ、必要に応じて県内感染期への移行が検討される。

(1) 実施体制（市民安全部・保健所）

ア 実施体制の強化等

(ア) 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部

市は、県が県内での新型インフルエンザ等の発生を確認し、政府対策本部が国内発生早期の基本的対処方針を公示した時は、直ちに市対策本部を設置し、その会議を開催し、対策等を決定する。また、関係各部課の連携を強化し、全庁一体となった対策を推進する。

(イ) 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等連絡会議

市対策本部の指示を受け、新型インフルエンザ等の県内感染に備え、関係各課が連携・協力して必要な対策を具体的かつ迅速に推進するため、市連絡会議を開催する。

(ウ) 新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議

県が必要に応じて開催する市町村連絡会議に参加し、情報の提供及び共有、住民に対する普及啓発、帰国者・接触者外来、コールセンター等、住民接種、要援護者への支援、休日夜間の救急診療、患者搬送、埋葬・火葬、その他新型インフルエンザ等対策に関する事項について協議を行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- (1) 新型インフルエンザ等緊急事態宣言
県内未発生期の記載を参照
- (2) 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部の設置
県内未発生期の記載を参照

(2) サービランス・情報収集

ア 情報収集(保健所)

市は、国内、県内での新型インフルエンザ等の発生状況について、国、県からの情報を迅速に把握するとともに、世界保健機関（WHO）、厚生労働省、国立感染症研究所等の発表や、インターネット等を活用し、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性、安全性等に関する必要な情報収集を行う。

イ サービランス(保健所・教育委員会)（寒川町域含む）

- ・引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施する。
- ・医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のため、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集する。
- ・国がリアルタイムで把握した国内の発生状況に関する情報提供を受けるとともに、国や県と連携し、必要な対策を実施する。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供・共有(企画部・こども育成部・保健所・教育委員会)

- ・市は、市民等に対して、国内外での発生状況、現在の対策、県内、市内で発生した場合に必要となる対策等について、県と連携を図り、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、複数の媒体及び機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限り即時に情報提供を行う。
- ・市は、新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性がある事を伝え、個人レベルでの感染対策や感染が疑われる場合又は患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校、保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

- ・コールセンター等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映させる。
- ・市は、県や関係機関等と、ホームページやメールを用い、双方向に迅速に情報共有を行う。また、関係部局間の情報共有体制を強化し、必要な情報を即時に共有する。

イ コールセンター等の充実・強化（保健所）

引き続き、コールセンター等の体制を充実・強化する（24時間体制など）。

(4) 予防・まん延防止

ア 市内でのまん延防止対策（保健所）（寒川町域含む）

市は、県内発生早期となった場合は、国や県と連携し、感染症法に基づく患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施等）の措置を行う。

イ 個人・学校等における対策の普及

（経済部・こども育成部・保健所・教育委員会）（寒川町域含む）

県内の感染拡大をできる限り抑え、流行のピークを遅らせるため、次の要請を適宜行う。

- ・市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人込みを避けること、時差出勤の実施等の感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、新型インフルエンザ等の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ・事業所に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
- ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校、保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖及び休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど、適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ・病院、高齢者施設等の基礎疾患有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

ウ 予防接種

特定接種（総務部・保健所・市立病院・消防本部）

市は、海外発生期（又は県内未発生期）の対策を継続し、国の基本的対処方

針を踏まえて、特定接種を進める。

【住民接種（保健所・市立病院）】

- ・市は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施に係る国の方針について、接種順位に係る基本的な考え方及び発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえて、住民への接種に関する情報提供を行う。
- ・パンデミックワクチンが全市民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、接種を開始する。市は、県内未発生期に引き続き、関係者の協力を得て、新臨時接種を進める。
- ・市は、接種の実施にあたり、国及び県と連携して、保健所や学校など公的施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として当該市町村の区域内に居住するものを対象に集団接種を行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

市は、緊急事態宣言がされ、県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、次の対策を行う。ただし、(2)住民接種については、実施区域の指定にかかわらず必要に応じて行う。

- (1) 新型インフルエンザ等緊急事態において、県が、基本的対処方針に基づき、必要に応じて実施する措置について協力をする。

※県内未発生期の記載を参照

- (2) 住民接種

※県内未発生期の記載を参照

(5) 医療（企画部・保健所・市立病院）

ア 医療体制の整備（寒川町域含む）

次の措置を講じ、住民に対し周知を行う。

(ア) 引き続き、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を継続する。

(イ) 引き続き、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者外来での診療を継続する。

(ウ) 患者等が増加してきた段階においては、市は、国の基本的対処方針に基づき、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から、一般の医療機関でも診療する体制に移行する。

イ 患者への対応等（寒川町域含む）

(ア) 国や県と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に搬送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に

関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。

(イ) 国や県と連携し、必要と判断した場合に、県衛生研究所において、新型インフルエンザ等のPCR検査等を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、市内の患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等は重症者等に限定して行う。

(ウ) 国や県と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者、医療従事者、救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に搬送する。

ウ 医療機関等への情報提供（寒川町域含む）

市は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

エ 抗インフルエンザウイルス薬（寒川町域含む）

(ア) 県内感染に備え、引き続き、医療機関等に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。

(イ) 茅ヶ崎寒川薬剤師会や流通業者を通じて、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況の把握に努める。

オ 医療機関・薬局における警戒活動

医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、市域を管轄する警察署長に必要に応じた警戒活動を要請する。

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保（寒川町域含む）

ア 事業者の対応（経済部・保健所）

市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。

イ 市民・事業者への呼びかけ（経済部・保健所）

市は、市民等に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

ウ 要援護者への支援（福祉部）

新型インフルエンザ等に罹患した要援護者で、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、市は国及び県と連携し、必要な支援を行う。

エ 遺体の火葬・安置体制の強化（総務部・保健所）

- ・市は、火葬場等の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保する。併せて、遺体の保存作業に必要となる人員等の確保についても準備を進める。
- ・多数遺体発生時には、「神奈川県広域火葬計画」に基づく広域火葬を円滑に行うことができるよう、広域火葬参加機関相互の連絡、協力体制を確認する。

オ 物資及び資材の準備（市民安全部・保健所）

市は、引き続き新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材等の備蓄の充実をはかるとともに、使用時に迅速な対応が可能となるよう、保管状態や施設及び設備を整備する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- (1) 生活関連物資等の価格の安定等

※県内未発生期の記載を参照

5 県内感染期

状況	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態。 ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。 ・地域によって状況が異なる可能性がある。
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・医療体制を維持する。 ・健康被害を最小限に抑える。 ・市民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大を止めるることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止は実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・市内の発生状況等を勘案し、本市の実施すべき対策を判断する。 ・状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 ・流行の最盛期の入院患者や重症者の数をなるべく少なくて医療体制への負荷を軽減する。 ・医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。 ・欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、他の社会活動をできる限り継続する。 ・受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 ・状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

ア 実施体制の強化等（市民安全部・保健所）

(ア) 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部

市は、県内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が、疫学調査で追うことができなくなった状態となり、国が国内感染期の基本的対処方針に変更・公示したときは、県の対策本部会議が開催され、対処方針等が決定するため、それに基づき、市も対策本部会議を開催し、市の行うべき対策等を決定する。また、関係各部課の連携を強化し、全庁一体となった対策を推進する。

(イ) 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等連絡会議

市対策本部の指示を受け、関係各課が連携・協力して必要な対策を具体的

かつ迅速に推進するため、市連絡会議を開催する。

(ウ) 新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議

市は、県が必要に応じて開催する市町村連絡会議に参加し、情報の提供及び共有、住民に対する普及啓発、コールセンター等、住民接種、要援護者への支援、休日夜間の救急診療、患者搬送、埋葬・火葬、その他新型インフルエンザ等対策に関する事項について協議を行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】（市民安全部・保健所）

市は、上記の対策に加え、必要に応じて次の対策を行う。

(1) 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部の設置

県内未発生期の記載を参照

(2) 他の地方公共団体による代行、応援等（特措法第38条・第39条）

市が、新型インフルエンザ等のまん延により、緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置を活用する。

(2) サーベイランス・情報収集（保健所）

ア 情報収集

市は、県内での新型インフルエンザ等の感染状況について、県からの情報を迅速に把握するとともに、世界保健機関（WHO）、厚生労働省、国立感染症研究所等の発表や、インターネット等を活用し、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性、安全性等に関する必要な情報収集を行う。

イ サーベイランス（寒川町域含む）

- ・市は新型インフルエンザ等患者の全数把握を中止し、通常のサーベイランスを継続する。
- ・国内の発生状況の情報収集を行い、国や県と連携し、必要な対策を実施する。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供・共有（企画部・こども育成部・保健所・教育委員会）

・市は、市民等に対して、県内での発生状況、現在の対策等について、県と連携を図り、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、複数の媒体及び機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限り即時に情報提供を行う。

・市は、新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性がある事を伝え、個人レベルでの感染対策や感染が疑われる場合又は患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校、保育施設等や職場での感染対策について

の情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。

・コールセンター等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における住民の不安等に対応するための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映させる。

・市は、県や関係機関等と、ホームページやメール等を用い、双方向に迅速な情報共有を行い、対策方針の迅速な伝達と、対策現場の状況把握を適切に実施する。

イ コールセンター等の継続（保健所）

コールセンター等を継続し、状況の変化に応じた国のQ&Aの改訂版を基に、市民等に対し適切な情報提供を行う。ただし、状況に応じて、体制の緩和を図る。

（4）予防・まん延防止

ア 市内でのまん延防止対策（経済部・こども育成部・保健所・教育委員会）（寒川町域含む）

県内感染期においては、市民の健康被害を最小限に抑えるとともに、市民生活及び地域経済への影響を最小限に抑えるため、次の要請を行う。

・市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、新型インフルエンザ等の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

・事業所に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、県から示される学校、保育施設等における感染対策の実施に資する目安をもとに、学校保健安全法に基づく臨時休業¹⁴（学級閉鎖、学年閉鎖及び休校）を適切に実施するよう学校の設置者に要請する。
・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど、適切な感染対策を講ずるよう要請する。

・病院、高齢者施設等の基礎疾患有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防対策を強化するよう要請する。
・医療機関に対し、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者（同居者を除く）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、その期待される効果を評価した上で継続の有無を決定する。
・患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止す

¹⁴ 感染が拡大するにつれて感染拡大防止の効果は低下することから、状況に応じて対策を緩和することも考えられる。

る。

イ 予防接種

住民接種（保健所・市立病院）

市は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を引き続き進める。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

市は、緊急事態宣言がされ、県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、次の対策を行う。ただし、(2)住民接種については、実施区域の指定にかかわらず必要に応じて行う。

(1) 患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、基本的対処方針に基づき県の実施する以下の措置について、市は協力して実施する。

ア 特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。（企画部・保健所）

イ 特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。（保健所・こども育成部・教育委員会）

ウ 県は、特措法第45条第4項に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

エ 特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

オ 県は、特措法第45条第4項に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

(2) 住民接種

市は、特措法第46条に基づく住民接種を進める。（保健所・市立病院）

(5) 医療（企画部・保健所・市立病院）

次の措置を講じ、住民に対し周知を行う。

ア 患者への対応等（寒川町域含む）

- (7) 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。
- (イ) 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。
- (ウ) 医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて国が示す対応方針を周知する。
- (カ) 医療機関の従業員の勤務状況及び医療資機材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように要請する。

イ 医療機関等への情報提供（寒川町域含む）

引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

ウ 抗インフルエンザウイルス薬の使用（寒川町域含む）

引き続き、茅ヶ崎寒川薬剤師会や流通業者を通じて、抗インフルエンザウイルス薬の流通動向等の把握をし、不足している場合は、国や県の備蓄分を放出してもらうよう、要請する。

エ 在宅で療養する患者への支援

市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援や自宅で死亡した患者への対応を行う。

オ 医療機関・薬局における警戒活動（寒川町域含む）

医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態を防止するため、市域を管轄する警察署長に必要に応じた警戒活動を要請する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合は、上記の対策に加え、必要に応じて次の対策を行う。

(1) 臨時の医療施設等（特措法第48条第1項及び第2項）

県は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、臨時の医療施設を設置し医療を提供するが、県知事が必要であると認めるときは、状況によって、市も臨時の医療施設を設置する。なお、臨時の医療施設において医療を提供了場合は、流行が最盛期を越えた後、患者を医療機関に移送すること等により順次閉鎖する。

(保健所)

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

ア 事業者の対応（経済部・保健所）（寒川町域含む）

市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を講じるよう要請する。

イ 市民・事業者への呼びかけ（経済部・保健所）

市は、市民等に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、国及び県が、事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

ウ 要援護者への支援（福祉部）

新型インフルエンザ等に罹患した要援護者で、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、市は国及び県と連携し、必要な支援を行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ次の対策を行う。

(1) 生活関連物資等の価格の安定等（特措法第59条）（市民安全部・経済部・保健所）

・市は、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

・市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

・市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、市民に対する食料品、生活必需品等の確保、配分、配布等を行う。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援（福祉部）

市は、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応等を必要に応じて実施する。

(3) 埋葬・火葬の特例等（特措法第56条）（総務部・保健所）

・市は、県からの要請を受け、火葬炉を可能な限り稼働させる。

・市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

・新型インフルエンザ等による死亡者が増加し、広域火葬の実施が必要となった場合、「神奈

川県広域火葬計画」に基づき、市は広域火葬参加機関との連絡調整のもと広域火葬を実施する。

6 小康期

状況	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・大流行は一旦終息している状況。
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・市民生活及び地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 ・第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 ・情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 ・第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制（市民安全部・保健所）

ア 基本的対処方針の変更、緊急事態解除宣言、市対策本部の廃止

(ア) 基本的対処方針の変更

国が、基本的対処方針を変更し、小康期に入った旨及び対策を縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針を公示することになっているため、その動向に注意する。

(イ) 緊急事態解除宣言

国は、緊急事態措置の必要がなくなった場合は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行い、国会に報告することになっているため、その動向に注意する。（新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときも含む。）

(ウ) 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部の廃止等

市は、特措法第32条第5項の規定による新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言の公示がされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

(エ) 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策会議

市は、必要に応じて、市対策会議を開催し、第二波の流行に備えるため、引き続き全庁一体となった対策を推進する。

(オ) 対策の評価・見直し

市は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、

市行動計画等の見直しを行う。

(2) サーベイランス・情報収集

ア 情報収集（保健所）

市は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況及び各国の対応について、国、県及び関係機関等を通じて必要な情報を収集する。

イ サーベイランス（保健所・教育委員会）（寒川町域含む）

- ・インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。
- ・再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供・共有（企画部・保健所）

- ・市は、引き続き市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。
- ・市は、市民からコールセンター等に寄せられた問い合わせや市町村や各関係機関等から寄せられた情報を取りまとめ、情報提供の在り方を評価し、見直しを行う。
- ・国や県、各関係機関等とホームページやメールを活用し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策方針の伝達や、対策の状況など双方の情報共有を継続する。

イ コールセンター等の体制の縮小（保健所）

コールセンター等については、状況をみながら体制を縮小する。

(4) 予防・まん延防止（保健所・市立病院）

ア 予防接種

住民接種

市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】（保健所・市立病院）

市は、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じて流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

(5) 医療

ア 医療体制（企画部・保健所）（寒川町域含む）

国や県と連携し、新型インフルエンザ等の発生前の通常の医療体制に戻すよう医療機関等に周知し、その旨を住民に対し周知する。

イ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄の確認（保健所）（寒川町域含む）

(ア) 県及び保健所設置市は、国が作成した治療指針（国内外で得られた新型インフルエンザ等についての知見を整理し、適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含む）を医療機関に対し周知する。

(イ) 市は、流行の第二波に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄状況を把握する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

市は、必要に応じ県内感染期に講じた措置を適宜縮小、中止する。

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

ア 市民・事業者への呼びかけ（経済部・保健所）

市は、市民等に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

イ 要援護者への支援（福祉部）

市は、新型インフルエンザ等に罹患した要援護者で、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援を行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

市は、国及び県と連携し、県内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

【別添】 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

これまででも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。

人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

1 実施体制(市民安全部・経済部・保健所)

(1) 体制強化

市は、国内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じて、副市長を本部長とする市対策会議を設置するとともに、同会議を開催し、対策について協議し、決定する。

(2) 家きん等への防疫対策

市は、高病原性鳥インフルエンザ等が発生した場合には、「高病原性鳥インフルエンザ等発生時対応マニュアル」、「神奈川県高病原性鳥インフルエンザ等防疫対応マニュアル」、「高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）のヒトへの感染防止対応マニュアル」及び「食鳥処理場における高病原性鳥インフルエンザ発生（疑い）時連絡体制」に基づき対応し、患者発生時においては、「鳥インフルエンザ（H5N1）対応ガイドライン」により対応する。

2 サーベイランス・情報収集(経済部・保健所)

(1) 情報収集

市は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を把握する。

(2) 国・県との情報交換

市は、家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生や鳥インフルエンザウイルスの人への感染、それらへの対応等の状況及び海外における状況について、国及び県との情報交換を行う。

(3) 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

市は、鳥インフルエンザの人への感染に係る全数把握を行う。

3 情報提供・共有(企画部・経済部・保健所)

市は、県内・市内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、県と連携しながら、発生状況及び対策について、市民に積極的な情報提供を行う。

4 予防・まん延防止(経済部・保健所)

【別添】国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

市は、国や県と連携して、必要な疫学調査や接触者への対応を行う。また、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人ごみを避けることなど、必要な感染対策を勧奨する。

5 医療（企画部・経済部・保健所）

(1) 市は、県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、次の対策を実施する。

ア 市は、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、適切な感染拡大防止策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行うよう助言する。

イ 市は、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施する。また、国から提供される検査方法に関する情報に基づき、県衛生研究所においても検査を実施する。

ウ 市は、感染症法に基づき、鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、入院その他の必要な措置を講ずる。

(2) 市は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど世界保健機関（WHO）が情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合に次の対策について、市民への周知を行う。

ア 市は、海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、情報提供するよう医療機関等に周知する。

イ 市は、発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について、医療機関等に周知する。

【別添】 用語解説（五十音順）

○インフルエンザウイルス

…インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）

○家きん

…鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○感染症指定医療機関

…感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

* 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

* 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

* 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

* 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○帰国者・接触者外来

…新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や又は新型インフルエンザ等患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来。

○帰国者・接触者相談センター

…新型インフルエンザ等の発生国から帰国した者又は新型インフルエンザ等患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○抗インフルエンザウイルス薬

…インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイル

スの増殖を抑える効果がある。

○個人防護具 (Personal Protective Equipment : PPE)

…エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○サーベイランス

…見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○死亡率

…ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザに罹患して死亡した者の数。

○新型インフルエンザ

…感染症法第6条第7項において、新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものを言うとされている。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

…2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○新感染症

…新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。（感染症の予防及び感

染症の患者に対する医療に関する法律第6条第9項)

○積極的疫学調査

…患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

○致命率

…流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○鳥インフルエンザ

…一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○濃厚接触者

…症例（患者（確定例）、疑似症患者）が発病したと推定される日の1日前から接触した者のうち、次の範囲に該当する者。

①世帯内接触者

…症例（患者（確定例）、疑似症患者）と同一住所に居住する者。

②医療関係者等

…個人防護具（PPE）を装着しなかった又は正しく着用しないなど、必要な感染防止策なしで、症例（患者（確定例）、疑似症患者）の診察、処置、搬送等に直接関わった医療関係者や搬送担当者。

③汚染物質への接触者

…症例（患者（確定例）、疑似症患者）由来の血液、体液、分泌物（痰など（汗を除く。））などに、必要な感染予防策なしで接触した者等。※その他、手で触れること又は対面で会話することが可能な距離で、必要な感染予防策なしで、症例（患者（確定例）、疑似症患者）と接触があった者。

○発病率

…新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

○パンデミック

…感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○パンデミックワクチン

…新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○病原性

…新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○プレパンデミックワクチン

…新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）

